との間に支配関係がある個人若しくはその使用人（当該個人の国内に所在する事業所に勤務する雇用者として財務省令で定める者及び当該個人の国外に所在する事業所の使用人に限る。）であった者（次に掲げる者を除く。）

イ　当該法人を合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人（次号及び次項において「合併法人等」という。）とする合併等（合併、分割、現物出資又は法人税法第二条第十二号の五の二に規定する現物分配（以下この条において「現物分配」という。）をいう。以下この項及び次項において同じ。）の直後の当該法人の国内雇用者で当該合併等の直前において当該合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人（次号及び次項において「被合併法人等」という。）の国内雇用者であった者

ロ　当該法人の国内雇用者となる直前に当該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人の国内雇用者であった者

三　当該法人を合併法人等とする合併等（当該法人との間に支配関係がない法人を被合併法人等とするものに限る。）の直後の当該法人の国内雇用者で当該合併等の直前において当該合併等に係る被合併法人等の役員又は使用人（当該被合併法人等の役員と法第四十二条の十二の五第三項第九号に規定する政令で定める特殊の関係のある者及び当該被合併法人等の国外に所在する事業所の使用人に限る。）であった者

4　合併等が行われた場合における当該合併等の直後の当該合併法人等の国内雇用者（当該合併等の直前において当該合併等に係る被合併法人等の国内雇用者であった者に限る。）については当該被合併法人等における雇用開始日を当該合併法人等における雇用開始日と、法人の国内雇用者となる直前に当該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人の国内雇用者であった者については当該他の連結法人における雇用開始日を当該法人における雇用開始日と、それぞれみなして、前項及びこの項の規定を適用する。

第二十七条の十二の四の二第五項中「第四十二条の十二の五第三項第五号イに」を「第四十二条の十二の五第三項第六号イに」に改め、同項第一号中「第四十二条の十二の五第三項第五号イ」を「第四十二条の十二の五第三項第六号イ」に、「国内雇用者」を「国内新規雇用者」に、「同項第二号」及び「同項第四号」を「同項第五号」に改め、同項第二号中「第四十二条の十二の五第三項第六号イ」を「第四十二条の十二の五第三項第六号イ」に改め、同号イ中「国内雇用者」を「国内新規雇用者」に改め、同条第六項中「第四十二条の十二の五第三項第五号ロに」に改め、同項第一号中「第四十二条の十二の五第三項第六号ロに」に、「国内雇用者」を「国内新規雇用者」に改め、同項第二号中「第四十二条の十二の五第三項第五号ロ」を「第四十二条の十二の五第三項第六号ロ」に改め、同号イ中「国内雇用者」を「国内新規雇用者」に改め、同条第七項中「又は第二項」を削り、「同条第三項第五号」を「同条第三項第六号」に、「比較雇用者給与等支給額」を「新規雇用者比較給与等支給額」に、「国内雇用者」を「国内新規雇用者」に改め、同項第一号中「第十三項まで」を「この条」に改め、同条第九項中「又は第二項」を削り、「比較雇用者給与等支給額」を「新規雇用者比較給与等支給額」に、「第四十二条の十二の五第三項第五号」を「第四十二条の十二の五第三項第六号」に、「国内雇用者」を「国内新規雇用者」に、「）をいう。以下この条」を「）をいう。以下第十二項まで」に改め、同項第一号イ中「法人税法第二条第十二号の五の二に規定する」及び「（以下この条において「現物分配」という。）」を削り、「この号」を「この条」に改め、同項第二号イ中「分割、現物出資又は現物分配をいい、現物分配が」を削り、「である場合には当該」を「に該当する現物分配にあつては、当該」に改め、「とする。イにおいて同じ。」及び「当該分割等が」を削り、「である場合には」を「に該当する現物分配にあつては、」に改め、同号ロ中「分割、現物出資又は現物分配をいい、現物分配が」を削り、「である場合には基準日」を「に該当する現物分配にあつては、基準日」に改め、「とする。ロにおいて同じ。」及び「当該分割等が」を削り、「である場合には」を「に該当する現物分配にあつては、」に改め、同条第十項中「（分割、現物出資又は現物分配をいう。以下この項及び次項において同じ。）」及び「当該分割等が」を削り、「である場合には」を「に該当する現物分配にあつては」に改め、同条第十一項中「国内雇用者」を「国内新規雇用者」に改め、同条第十二項第一号イ中「又は第二項」を削り、「、分割、現物出資又は現物分配」を「又は分割等」に改め、「当該現物分配が」を削り、「である場合には」を「に該当する現物分配にあつては」に、「その分割、現物出資又は現物分配」を「その分割等」に、「当該分割、現物出資又は現物分配」を「当該分割等」に改め、「及び第二十項第一号」を削り、「同号」を「第十五項第一号」に改め、同条第十三項から第十七項までを削り、同条第十八項中「第四十二条の十二の五第三項第十号」を「第四十二条の十二の五第三項第七号」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十九項中「第四十二条の十二の五第一項第二号」を「第四十二条の十二の五第一項第二号」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第二十項中「同条第三項第十一号に規定する」を削り、「同条第二項の規定の適用を受けようとする場合には、同条第三項第十二号に規定する中小企業比較教育訓練費の額」を「同条第三項第八号に規定する比較教育訓練費の額をいう」に、「比較教育訓練費の額」という」を「同じ」に、同条第三項第十号」を「同条第一項第二号」に、「第六十八条の十五の六第三項第九号」を「第六十八条の十五の六第一項第二号」に改め、「ついては」の下に「、適用年度を第七項各号の基準日」を「同項各号の基準日」に改め、「二年（法第四十二条の五第二項の規定の適用を受けようとする法人にあつては、」及び「。第一号及び第二号において同じ。」を削り、「場合における」の下に「同項各号に掲げる法人の区分に応じ」を加え、同項第一号中「行われた合併、分割、現物出資又は現物分配」を「行われた合併又は分割等（残余財産の全部の分配に該当する現物分配にあつては当該設立の日から当該適用年度開始の日の前日を含む事業年度（当該前日を含む連結事業年度）終了の日の前日までの期間内においてその残余財産が確定したものとし、その分割等に係る第十一項に規定する移転給与等支給額（法第四十二条の十二の五第二項の規定の適用を受けようとする場合には、第二十項において準用する第十一項に規定する移転給与等支給額）が零である場合における当該分割等を除く。以下この号において同じ。）」に、「当該合併、分割、現物出資又は現物分配」を「当該合併又は分割等」に、「給与等支給額」を「第九項に規定する給与等支給額（同条第二項の規定の適用を受けようとする場合には、第二十項において準用する第九項に規定する給与等支給額）」に、「二年」を「一年」に改め、同項第二号中「二年」を「一年」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第二十一項中「分割、現物出資若しくは現物分配」を「分割等」に改め、「分割、現物出資又は現物分配をいい、現物分配が」を削り、「である場合には」を「に該当する現物分配にあつては、」に改め、「とする。」を削り、「比較教育訓練費等の額」を「比較教育訓練費の額」に改め、「ついては」の下に「、適用年度を第九項の適用年度と」を加え、「第九項各号」を「同項各号」に改め、同項を同条第十六項とし、同項の次に次の五項を加える。

17　法第四十二条の十二の五第三項第九号に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

一　役員の親族

二　役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

三　前二号に掲げる者以外の者で役員から生計の支援を受けているもの

四　前二号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

18　法第四十二条の十二の五第三項第九号に規定する政令で定めるものは、当該法人の国内に所在する事業所につき作成された労働基準法第百八条に規定する賃金台帳に記載された者とする。

19　第五項の規定は法第四十二条の十二の五第三項第十一号イに規定する政令で定めるところにより計算した金額について、第六項の規定は同号ロに規定する政令で定めるところにより計算した金額について、それぞれ準用する。この場合において、第五項第一号中「国内新規雇用者（同項第五号に規定する国内新規雇用者をいう。以下この条において同じ。）」とあり、並びに同項第二号イ並びに第六項第一号及び第二号イ中「国内新規雇用者」とあるのは、「国内雇用者」と読み替えるものとする。